

(参考) Q&A集

(1) 入力内容等について

※ システムの操作方法でご不明な点がある場合は、電子調達ヘルプデスク (TEL : 050-2018-3813) へお問合せください。

・本社基本情報について

Q 入力する文字がシステムに入力できないが、どのように入力すればよいか。

A 正字、ひらがな又はカタカナで入力してください。

(J I S第1水準又は第2水準以外の文字(旧字等)はシステムに入力することができません。)

Q 総従業員数は、社長(代表者)、パート、アルバイト、契約社員、嘱託社員等を入れてもよいか。

A 総従業員数には、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある従業員を入れることとなっており、パート、アルバイト、契約社員、嘱託社員等は含みません。また、代表者は含みません(「雇用関係にある者」に含まれないため)。

Q 当社と資本的(又は人的)関係のある会社Aがあるが、会社Aは令和5・6年度広島市建設工事又は建設コンサルタント業務等に係る入札参加資格を有しておらず、現時点で申請もしていない。その場合、「資本系列」欄への入力が必要か。

A 入力不要です。ただし、会社Aが今後入札参加資格の申請を行った場合は、速やかに変更届を提出してください。

・契約者情報について

Q Eメールアドレスの入力は必要か。

A 審査結果の通知や、今後の重要なお知らせ等は、契約者E-mailアドレス宛に送付されます。必ず入力してください。

・工事に関する情報について

Q 建設業の許可を有しているが、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書には年間平均完成工事高及び総合評定値(P値)が計上されていない。当該工種について広島市入札参加資格の申請はできるか。

A 「遊具設置工事」のみを申請する場合を除き、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に年間平均完成工事高及び総合評定値(P値)が計上されていない工種は、申請できません。

・入力者情報について

Q 行政書士等が委任を受けて入力している場合、入力者には誰の情報を入力すべきか。

A 行政書士等が申請手続の代行をする場合は、その者の情報を入力してください。入力内容について補正等を依頼する場合がありますので、申請内容を熟知し、補正等に対応できる方の情報を入力してください。

(2) 提出書類の作成等について

・使用印鑑届について

Q 使用印鑑として、印影が「〇〇会社之印」となっている社印を登録できるか。

A 個人を特定できる印である必要があるため、社名のみ印は使用できません。「〇〇会社〇〇支店長之印」といったものであれば、個人を特定できるため使用印鑑として登録可能です。(個人名の印鑑でもかまいません。)

・履歴事項全部証明書等について

Q 「履歴事項全部証明書」の代わりに「現在事項全部証明書」を提出してもよいか。

A 「履歴事項全部証明書」に限ります。

Q 個人事業主の場合は何を提出すればよいか。

A 身分証明書及び誓約書(業者登録受付システムから出力されるもの)を提出してください。

・営業所一覧表について

Q 様式等はどこにあるか。

A 本市HPに「様式1」を掲載しています。別様式により作成していただいてもかまいませんが、記載内容は様式1に準じて下さい。なお、営業所一覧表に代えて、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」内の「建設業者の詳細情報」の営業所情報を表示したページを印刷したものでかまいません。

Q 営業所が本店のみだが、営業所一覧表の提出は必要か。

A 必要です。

・営業所等調書兼実態調査同意書について

Q 様式等はどこにあるか。

A 本市HPに「様式2-1、2-2」を掲載しています。

Q 「技術職員数」と「その他作業員」は代表者を含むか。

A 「建設業従事常勤職員数」の「技術職員数」欄は経営事項審査申請の技術職員名簿に記載されるべき常勤の職員数（代表者及び常勤役員を含み、非常勤役員を除く。）を記入し、その他の常勤の技術職員については「その他作業員」欄に記入してください。

・切手について

Q 更新申請者であり、業者コードとパスワードを用いてログインをし、申請を行った。切手を提出する必要があるか。

A 必要ありません。

Q 返送用封筒に貼って提出するののか。

A 封筒等には貼らないでください。

・社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入について（R2.10.16追記）

Q 平成31・令和2年度一斉更新の際は納付すべき社会保険料等に未納がないことの確認書類を提出したが、今回申請時は不要なのか。

A 社会保険等について、令和3・4年度入札参加資格審査申請時から「加入」のみの確認とし、未納がないことの確認は行いません。

なお、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることについては、経営規模等評価結果通知書等の「その他の審査項目（社会性等）」のうち、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」、「雇用保険加入の有無」の欄で確認します。（これらの欄が「有」又は「除外」となっている場合、社会保険等の加入について他に提出を要する書類はありません。

*個々の工事の入札参加資格等の確認の際は、これまで通り、直前2年間の各保険料の納付に未納がないことの確認も行いますのでご注意ください。

(3) その他

Q 「申請日」とはいつを指すか。

A 申請日は入力を完了した日で、入力後印刷する申請書の3ページ目に記載があります。

Q 証明書類等で「発行（証明）年月日が申請日の3か月前の日以内のもの」とあるが、具体的にいつ発行したものなら有効か。

A 例：令和6年5月13日申請の場合→令和6年2月13日以降の証明年月日のものであれば有効です。

Q 業者登録受付システムのパスワードが分からない。新規申請者の申請として申請してよいか。

A 業者登録受付システムのパスワードを忘れた方は、以下により申請を行ってください。

① 過去に広島市の競争入札参加資格を有しておられた方

過去に広島市の競争入札参加資格を有しておられた方で、現在広島市の競争入札参加資格を有していな

いは、「新規申請者の申請」から申請を行ってください。

以前の業者番号がわかる方は、業者登録受付システムから印刷される競争入札参加資格審査申請書に必ず、「以前広島市の競争入札参加資格があった」ことと「以前の業者番号」を補記して申請してください。

以前の業者番号がわからない方は、業者登録受付システムから印刷される競争入札参加資格審査申請書に必ず、「以前広島市の競争入札参加資格があった」ことを補記して申請してください。

② 広島市の競争入札参加資格を有している方

現在、広島市の競争入札参加資格を有している方は、申請によりパスワードを再発行しますので、パスワードを取得した上で「有資格者の申請」から申請を行ってください。パスワード再発行の手続については広島市電子調達システムポータルサイト

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/denshityoutatusystem/>)に掲載しています。

Q 業者登録受付システムから申請（送信）した後に入力誤りに気付いたが、どうしたらよいか。

A 財政局契約部工事契約課（TEL：082-504-2280）に連絡し、「**補正差戻し**」の処理を依頼してください。補正差戻し処理後、入力内容の変更ができるようになります。